

第3回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

【資料】

( P 1 ~ P 8 )

平成 22 年 10 月 28 日 ( 木 ) 14:00 ~ 16:00

市役所 本庁舎 8 階 813 会議室

## 第3回 西宮市幼児期の教育・保育審議会 資料一覧(目次)

### 幼稚園の保護者負担(P1~P7)

#### 1. 幼稚園の保護者負担における格差是正について(中間報告案)

〔参考資料1〕所得階層別の保護者負担(保育料+入園料)の現状について

〔参考資料2〕保護者負担の格差是正における所要額概算について【最低額】【中央値】

### 今後のスケジュール(P8)

---

その他(別紙)・・・当日配布

会議次第

座席表

## 幼稚園の保護者負担における格差是正について（中間報告案）

平成 22 年 10 月 28 日  
格 差 是 正 部 会

### （ 1 ）これまでの議論の経過

平成 22 年 8 月 4 日から 10 月 14 日の間に 3 回の格差是正部会を開催し、本市における保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について協議を行い、現状と課題や是正の方向性等に関して、部会として共通理解を深めながら、特に緊急を要する課題である「幼稚園の保護者負担の格差是正」についての検討を行ってきました。

### （ 2 ）格差是正部会としての整理

#### 保護者負担の格差について

市民や保護者の中には、「費用の安い公立幼稚園に行かせようとしても、近くには私立幼稚園しかない。どこに通わせても同じ負担で格差がないようにしてほしい」、「私立幼稚園とは、園の運営や施設、保育内容が違うので、多少の保育料の差があって当然」と相反する意見がありますが、当部会では私立幼稚園 40 園のうち公立幼稚園と保育時間や保育料が比較的近い一群を抽出して比較するなど、比較の基本となる部分に精査を加えたうえで、保護者負担におけるベース部分の公私間格差は存在するとの結論に至りました。

なお、保護者負担の公私間格差是正という観点から、4 歳児・5 歳児の第 1 子・第 2 子（第 3 子以降は一定の就園奨励助成金が補助されているため）を中心に議論を行っています。

#### 是正の手法について

今後どのように是正していくべきかという点については、私立幼稚園関係では幼稚園に対して補助する制度と保護者に対して直接補助する制度があり、補助金の性質を比較検討した結果、保護者負担の格差是正という観点からは、市民や保護者にとって、使途が明確で分かりやすい直接補助（就園奨励助成金）を選択することが妥当ではないかとの結論に至りました。

#### 財源とのバランスについて

格差の是正には多額の財源が必要であり、段階的に進めていかざるを得ないであろうことから、年齢や所得階層などを考慮した配分の優先度について検討していく必要があると考えますが、第 2 次西宮市行財政改善実施計画において廃止された所得金額 800 万円以上の階層に対する補助について、「就園機会の保障という観点をふまえ、低所得層とのバランスも考えながら慎重に進めていくべきである」といった意見があったことを申し添えます。

#### スケジュールについて

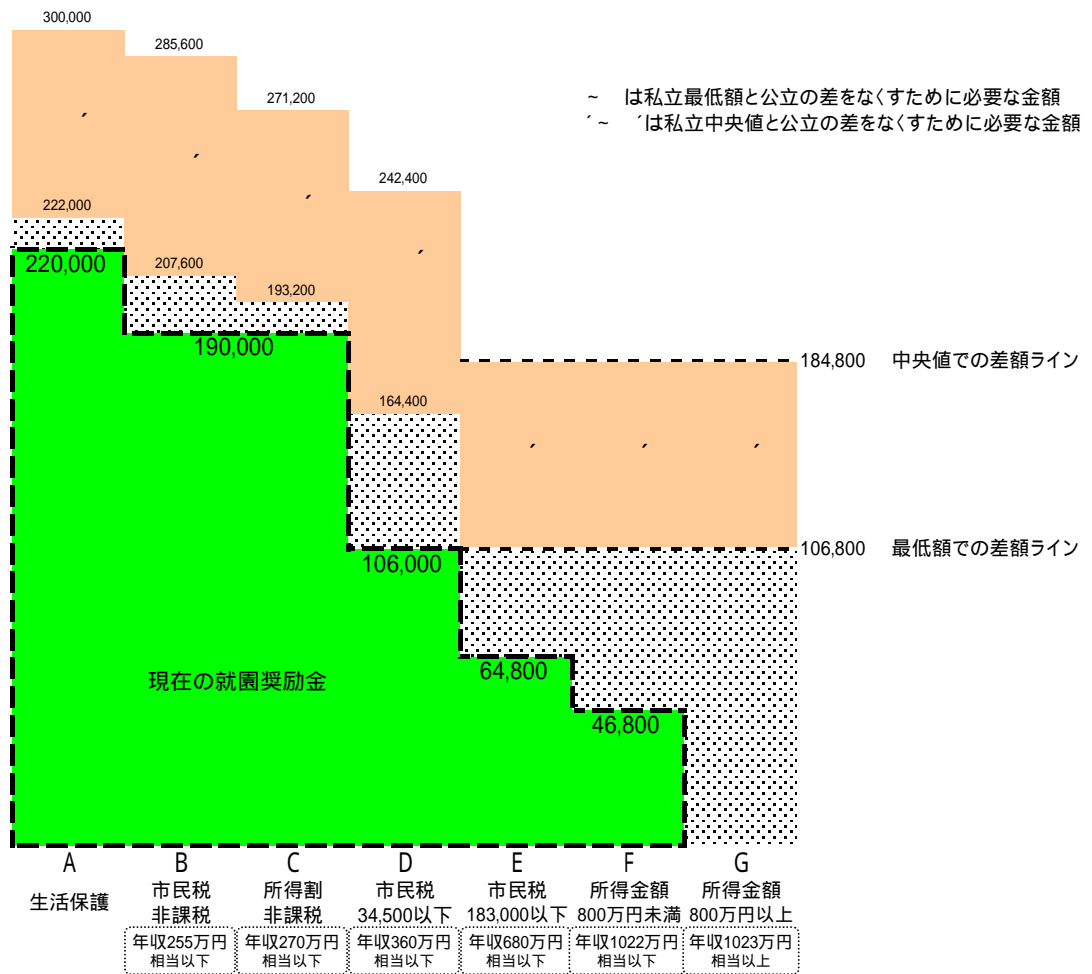
現在も多くの幼稚園児が私立幼稚園に通っており、対応できる部分については、少しでも早く進めるべきという観点から、平成 23 年度西宮市私立幼稚園就園奨励助成金においても、可能な限り反映していく必要があるのではないかと考えています。

なお、保護者負担の格差是正および公費投入のあり方については、他の諮問項目と同様に、引き続き検討を行い、答申に向けて整理していきたいと考えています。

その他の意見について

- ・お金をかけることで安心感を得ている部分もあり、保護者負担が減ることによって、さらに習い事を増やすなどの方向へ進んでしまうのではないかと危惧する。
- ・現在支給していない所得金額 800 万円以上の階層に対する補助について、低所得層と高所得層では同じ金額の補助に対しても、気持ちの上での受け取り方が全く違うと思われる。あくまで就園機会の保障という観点を大切にすべきではないか。
- ・保護者負担における格差是正の目標をどう設定すべきかについて、部会では私立幼稚園最低額で議論したが、中央値等もふまえて検討すべきではないか。

イメージ図（格差是正の優先度）



(参考資料1) 所得階層別の保護者負担(保育料+入園料)の現状について

私立幼稚園(最低額)と公立幼稚園の比較

基準	4歳児			5歳児		
	私立幼稚園	公立幼稚園	公私差	私立幼稚園	公立幼稚園	公私差
	実際の負担額 (就園奨励金支給額)	実際の負担額 (減免額)		実際の負担額 (就園奨励金支給額)	実際の負担額 (減免額)	
A 生活保護世帯	12,000円 (220,000円)	10,000円 (115,200円)	2,000円	0円 (220,000円)	5,000円 (115,200円)	-5,000円
B 市民税非課税(母子等)	42,000円 (190,000円)	24,400円 (100,800円)	32,000円	22,000円 (190,000円)	19,400円 (100,800円)	17,000円
B 市民税非課税 年収255万円相当以下			17,600円			2,600円
C 市民税(所得割)非課税 年収270万円相当以下			3,200円			-11,800円
D 市民税所得割31,300円以下	126,000円 (106,000円)	67,600円 (57,600円)	58,400円	106,000円 (106,000円)	62,600円 (57,600円)	43,400円
市民税所得割34,500円以下 年収360万円相当以下			800円			-14,200円
E 市民税所得割183,000円以下 年収680万円相当以下			42,000円			27,000円
F 所得金額800万円未満 年収1,022万円相当以下	185,200円 (46,800円)	125,200円 (0円)	60,000円	165,200円 (46,800円)	120,200円 (0円)	45,000円
G 所得金額800万円以上 (無申請含む) 年収1,023万円相当以上	232,000円 (0円)		106,800円			212,000円 (0円)

\* 年収は目安。就園奨励金は平成22年度第1子(従来条件)の場合で、第2子以降等は更に金額が加算される。

私立幼稚園(中央値)と公立幼稚園の比較

\* 中央値とは、順に並べたときの真ん中の値で、分布の両端に大きな値や小さな値があっても影響を受けないという特長がある。

基準	4歳児			5歳児		
	私立幼稚園	公立幼稚園	公私差	私立幼稚園	公立幼稚園	公私差
	実際の負担額 (就園奨励金支給額)	実際の負担額 (減免額)		実際の負担額 (就園奨励金支給額)	実際の負担額 (減免額)	
A 生活保護世帯	90,000円 (220,000円)	10,000円 (115,200円)	80,000円	82,800円 (220,000円)	5,000円 (115,200円)	77,800円
B 市民税非課税(母子等)	120,000円 (190,000円)	24,400円 (100,800円)	110,000円	112,800円 (190,000円)	19,400円 (100,800円)	107,800円
B 市民税非課税 年収255万円相当以下			95,600円			93,400円
C 市民税(所得割)非課税 年収270万円相当以下			81,200円			79,000円
D 市民税所得割31,300円以下	204,000円 (106,000円)	67,600円 (57,600円)	136,400円	196,800円 (106,000円)	62,600円 (57,600円)	134,200円
市民税所得割34,500円以下 年収360万円相当以下			78,800円			76,600円
E 市民税所得割183,000円以下 年収680万円相当以下			120,000円			117,800円
F 所得金額800万円未満 年収1,022万円相当以下	263,200円 (46,800円)	125,200円 (0円)	138,000円	256,000円 (46,800円)	120,200円 (0円)	135,800円
G 所得金額800万円以上 (無申請含む) 年収1,023万円相当以上	310,000円 (0円)		184,800円			302,800円 (0円)

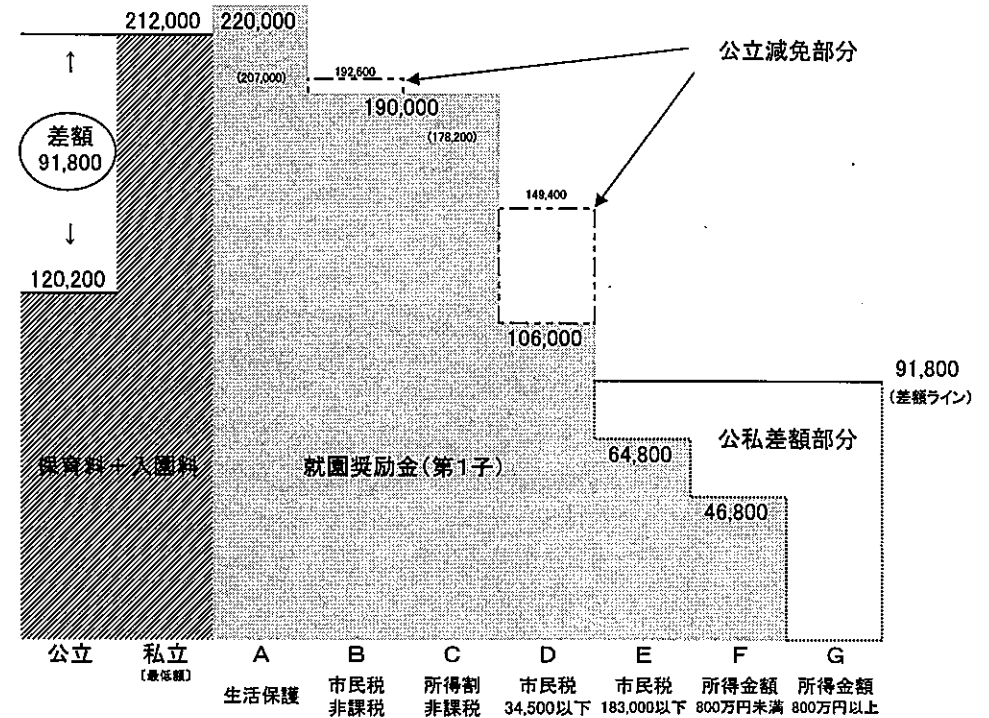
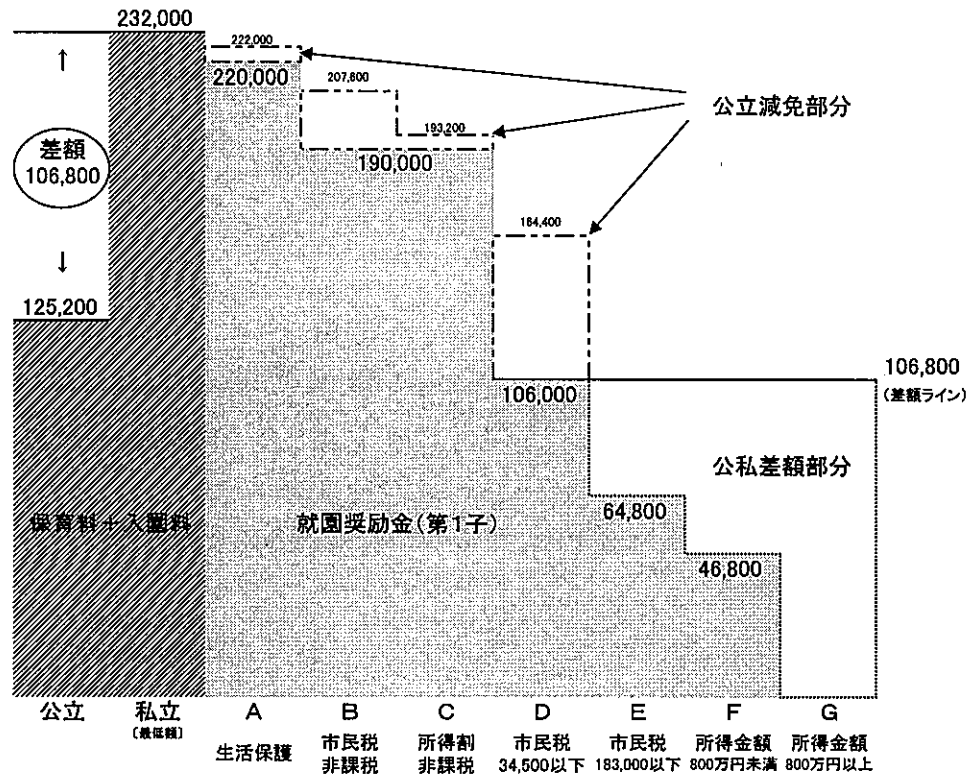
\* 年収は目安。就園奨励金は平成22年度第1子(従来条件)の場合で、第2子以降等は更に金額が加算される。

〔参考資料2〕 保護者負担の格差是正における所要額概算について【最低額】

〔第1子〕

4歳児

5歳児



割合	0%	3%	1%	3%	28%	21%	22%	合計
見込数(人)	0	80	27	80	745	558	585	2,659
公私差(円)	2,000	17,600	3,200	58,400	42,000	60,000	106,800	—
所要額(円)	0	1,408,000	86,400	4,672,000	31,290,000	33,480,000	62,478,000	133,414,400

割合	0%	3%	1%	3%	32%	25%	22%	合計
見込数(人)	0	86	29	86	923	721	634	2,883
公私差(円)	-5,000	2,600	-11,800	43,400	27,000	45,000	91,800	—
所要額(円)	0	223,600	-342,200	3,732,400	24,921,000	32,445,000	58,201,200	119,181,000

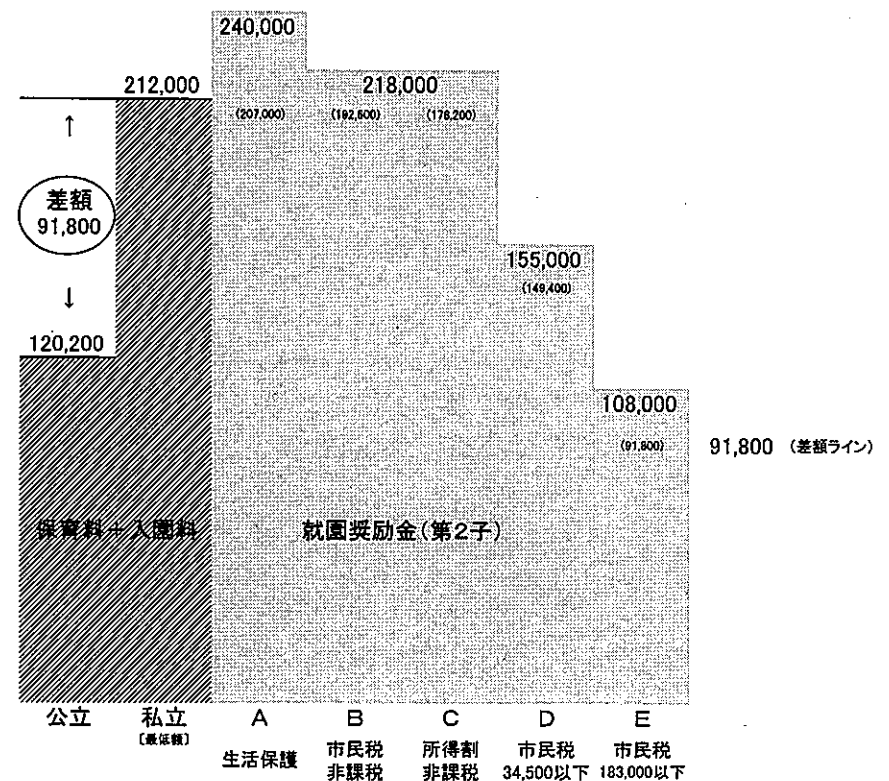
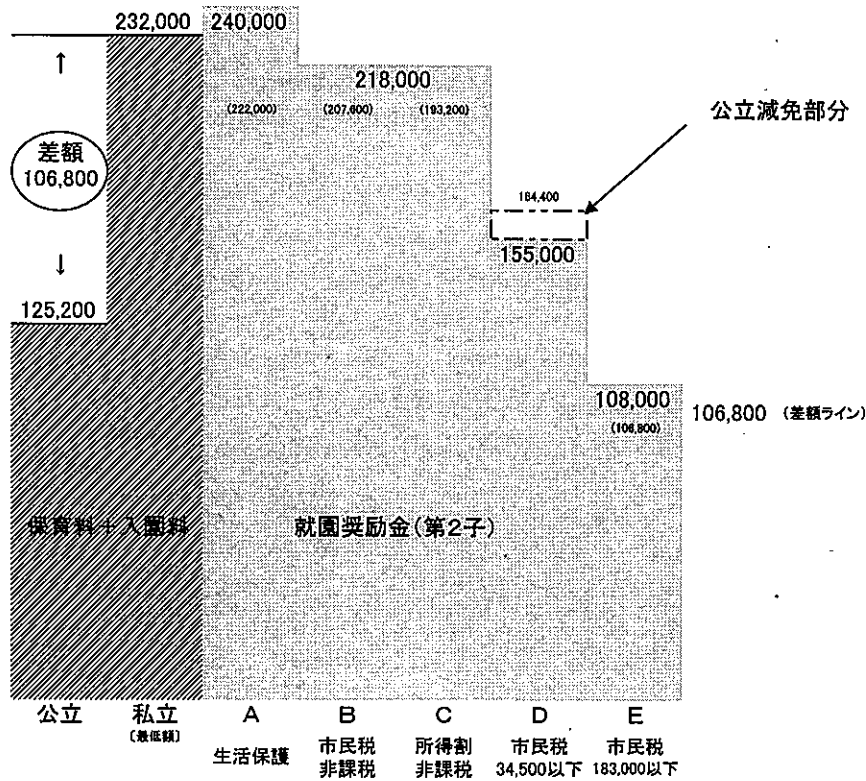
\* 就園奨励金は平成22年度第1子(従来条件)の場合、G階層は無申請含む。

〔参考資料2〕 保護者負担の格差是正における所要額概算について 【最低額】

〔第2子〕

4歳児

5歳児



割合	0%	2%	1%	2%	16%	合計
見込数(人)	0	53	27	53	425	2,659
公私差(円)	-10,000	-10,400	-24,800	9,400	-1,200	-
所要額(円)	0	-551,200	-669,600	498,200	-510,000	-1,232,600

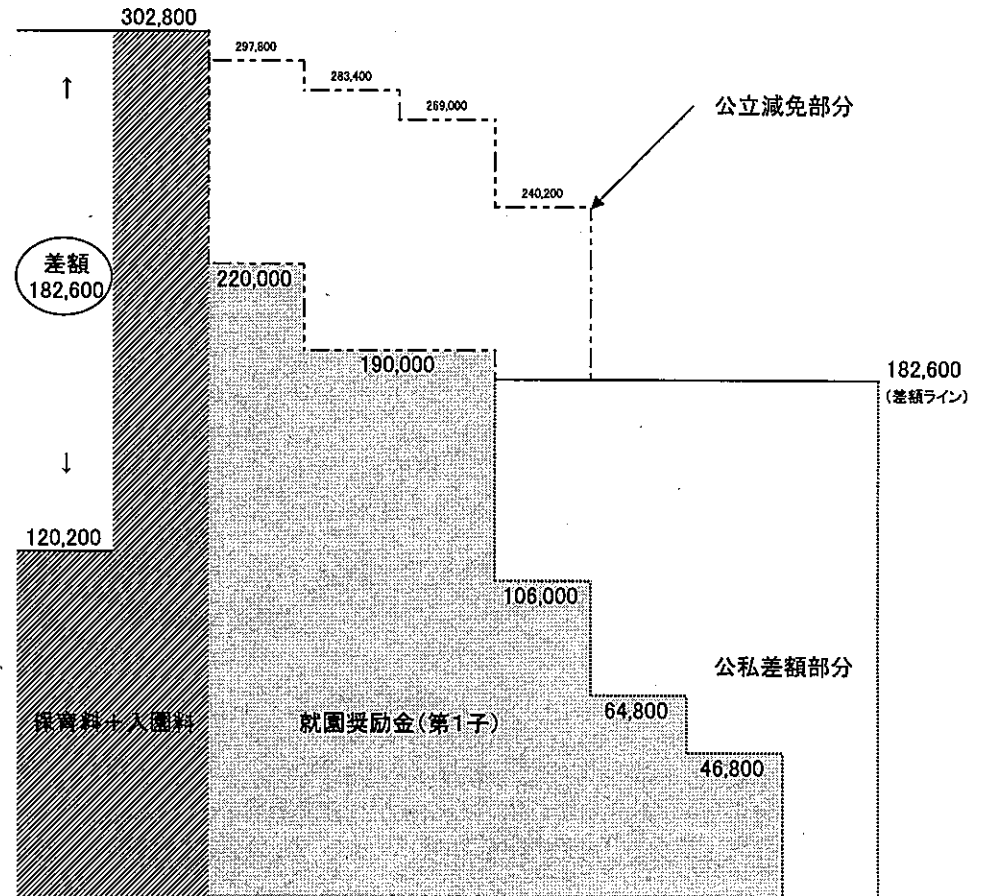
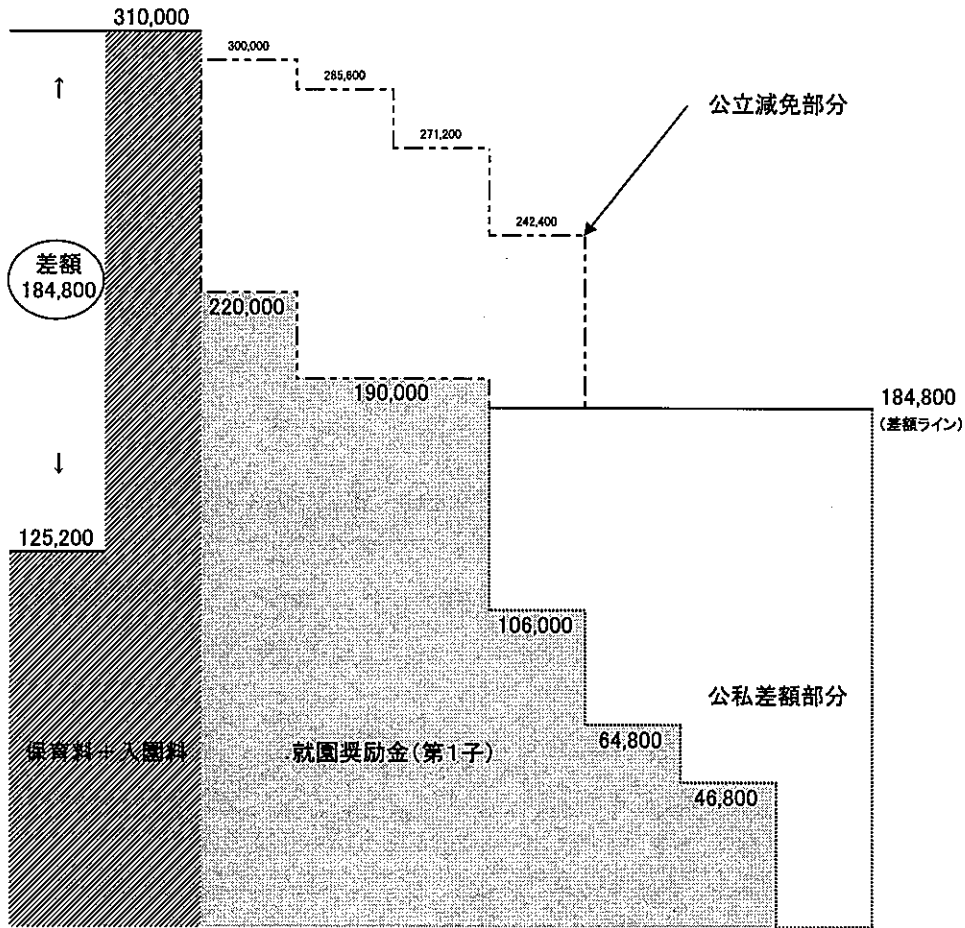
割合	0%	1%	0%	1%	12%	合計
見込数(人)	0	29	0	29	346	2,883
公私差(円)	-5,000	-19,400	-33,800	-5,600	-16,200	-
所要額(円)	0	-562,600	0	-162,400	-5,605,200	-6,330,200

〔参考資料2〕 保護者負担の格差是正における所要額概算について【中央値】

〔第1子〕

4歳児

5歳児



割合	0%	3%	1%	3%	28%	21%	22%	合計
見込数(人)	0	80	27	80	745	558	585	2,659
公私差(円)	80,000	95,600	81,200	136,400	120,000	138,000	184,800	—
所要額(円)	0	7,648,000	2,192,400	10,912,000	89,400,000	77,004,000	108,108,000	295,264,400

割合	0%	3%	1%	3%	32%	25%	22%	合計
見込数(人)	0	86	29	86	923	721	634	2,883
公私差(円)	77,800	93,400	79,000	134,200	117,800	135,800	182,600	—
所要額(円)	0	8,032,400	2,291,000	11,541,200	108,729,400	97,911,800	115,768,400	344,274,200

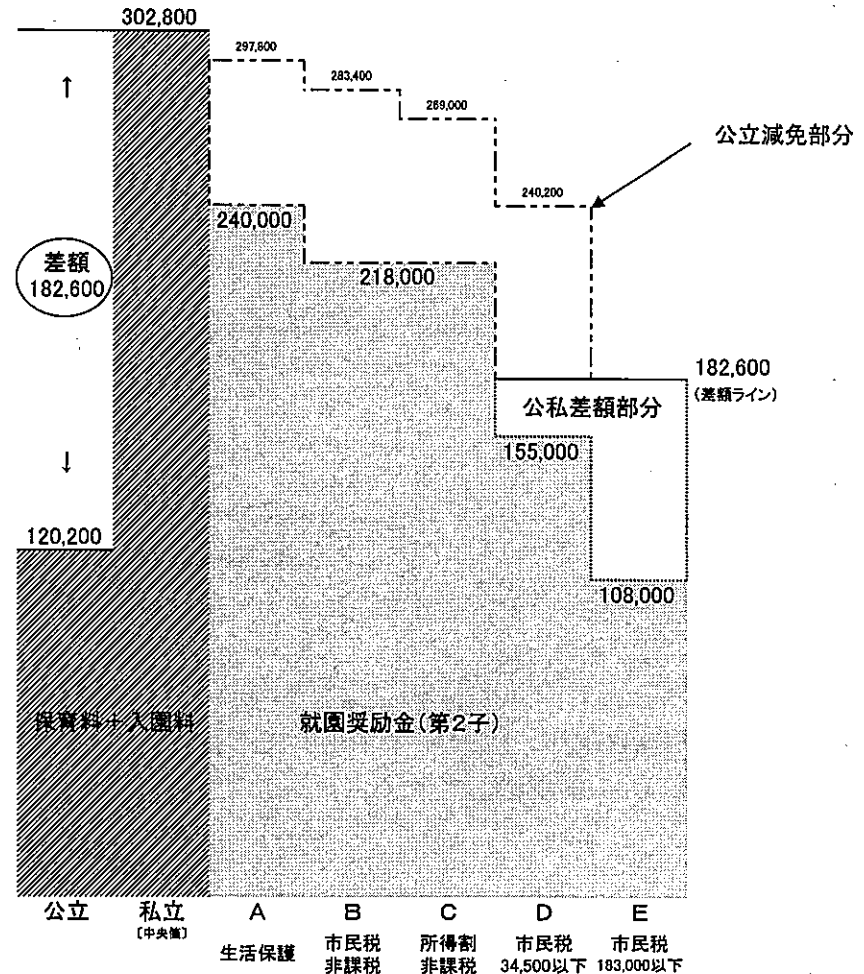
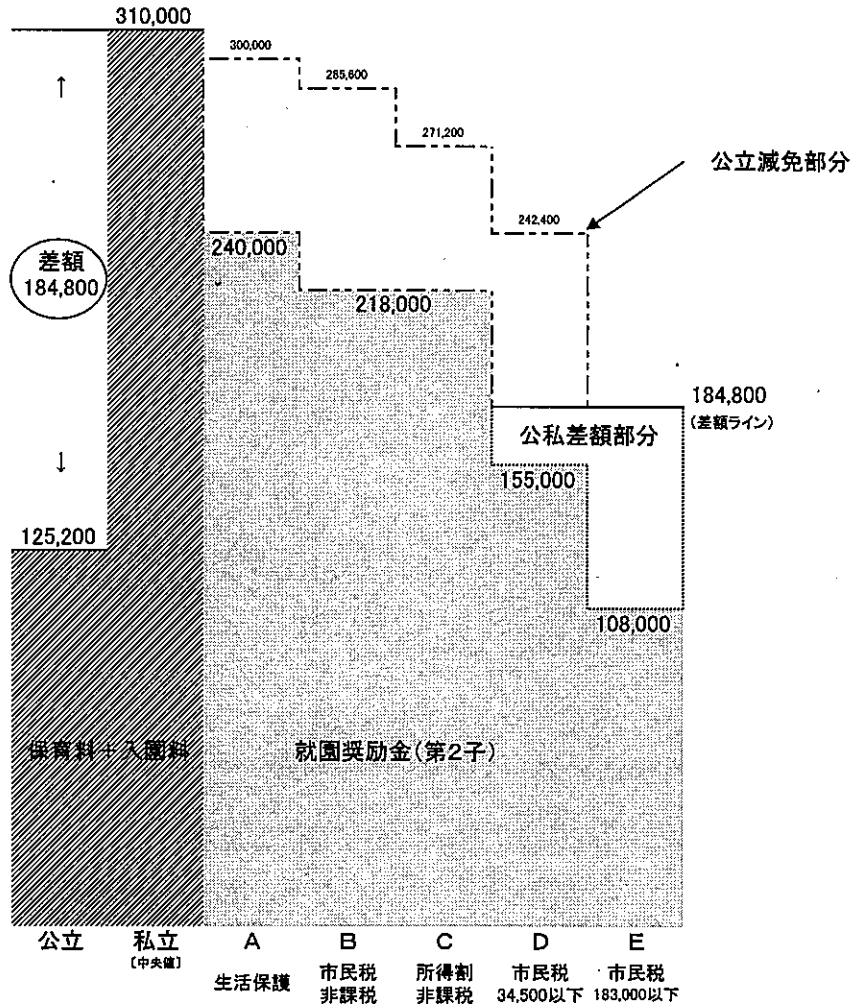


〔参考資料2〕 保護者負担の格差是正における所要額概算について【中央値】

〔第2子〕

4歳児

5歳児



割合	0%	2%	1%	2%	16%	合計
見込数(人)	0	53	27	53	425	2,659
公私差(円)	60,000	67,600	53,200	87,400	76,800	—
所要額(円)	0	3,582,800	1,436,400	4,632,200	32,640,000	42,291,400

割合	0%	1%	0%	1%	12%	合計
見込数(人)	0	29	0	29	346	2,883
公私差(円)	57,800	65,400	51,000	85,200	74,600	—
所要額(円)	0	1,896,600	0	2,470,800	25,811,600	30,179,000

## 【今後のスケジュール】

### (1) 審議会

	開催日時	場所
第4回	平成22年11月22日(月) 19:00~21:00	市役所 東館8階 801・802会議室

### (2) 作業部会

#### 格差是正部会

	開催日時	場所
第4回	平成22年11月17日(水) 10:00~12:00	市役所 東館7階 701会議室

#### 適正配置部会

	開催日時	場所
第2回	平成22年11月9日(火) 16:30~18:30	市役所 東館7階 701会議室
第3回	平成22年12月20日(月) 13:30~15:30	市役所 東館8階 801・802会議室